

学習者用端末利用ガイドライン

令和6年3月4日
戸田市教育委員会

1 前提

児童生徒一人一台に貸与する端末等の運用について、保護者及び児童生徒が確認すべき事項を以下のとおり定める。

2 貸与する物品

- 1) 学習者用端末 (Chromebook、iPad)
- 2) その他、学校が示す周辺機器 (スタイラスペンやマウス、充電アダプタなど)

3 利用目的

貸与する学習者用端末は、以下に掲げる事項のために利用することとする。

- 1) 学校での学習
- 2) 学校から提示された課題等の家庭学習
- 3) 学校以外の場所での利用者の学習機会の保障
- 4) 管理者の整備するクラウドサービス等を通じて学校との連絡を行うこと
- 5) その他、上記1)～4)に付随する行為

4 貸与のための手続き及び貸出期間、返却について

- 1) 保護者は、上記物品の貸与を受ける際に、別紙「学習者用パソコンの利用についての同意書の提出について」により、同意書を学校へ提出するものとする。貸与期間は同意書に示された期間とし、卒業、転出等に際しては、貸与された機器を全て返却しなければならない。
- 2) 端末のリース期間満了等に伴い、入替となる場合、学校からの指示のもと、既存端末を返却すること。

5 端末の家庭への持ち帰り利用における留意事項

- 1) 端末の回線接続は家庭で行うこと。
(携帯通信(LTE)では利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること)
- 2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- 3) 端末のそばでの飲食は禁止とする。(端末を机の上に置いたままその机で食事するなど)
- 4) ユーザーIDとパスワードは、他人に教えないこと。また、パスワードは他人が推測できる簡便なものにせず、かつ、定期的に見直しを行うこと。
- 5) 端末の充電及び通信に係る費用は家庭で負担すること。
- 6) 端末の破損・紛失・盗難に注意すること。破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰ぐとともに、指示に基づき必要な手続きを行うこと。
- 7) 貸与された物品を紛失・故障した場合、保護者の費用負担の範囲は次の表のとおりとし、費用を戸田市教育委員会に支払うものとする。ただし、戸田市教育委員会が特に必要と認めた場合は、当該価額を減額又は免除する。

事由	保護者負担
1 紛失	再調達に要する費用の全額
2 故意による毀損・故障	修理に要する費用の全額
3 過失による毀損・故障	免除
4 盗難	免除

- 8) USBメモリ等の外部記憶装置の接続及び利用を行わないこと。
- 9) 学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストールを行わないこと。
- 10) 学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNSへの書き込み、写真・動画の配信、学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは行わないこと。
- 11) 家庭において使用上のルールを定めて、健康に留意して使用すること。
- 12) 屋内で利用し、端末の貸し借りは行わないこと。
- 13) 肖像権や著作権、個人情報の保護に努め、インターネット上のマナーを守って使用させること。

6 学習者用端末を利用することで得られる教育データの利活用について

- 1) 教育クラウド※1を使用する上で、そのアカウント登録及び運用に必要な氏名及び教育活動で生じた学校生活に係る記録及びアンケート等を、当該教育クラウド上に保存することがあること。

※1 教育クラウドとは、戸田市が導入する Google Workspace for Education やロイロノート・スクール、ミライシードなどのサービスのこと。Google アカウントで同期するインターネット上のコンテンツも含む。

- 2) 教育クラウド上に蓄積した学校生活に係る記録及びアンケート等を、学校等が教育目的及び教育の質向上のための研究目的で利用することがあること。なお、学校及び本市教育委員会以外の主体が研究目的で利用する場合は、個人情報を削除した上での統計的利用に留める。
- 3) 本市が構築している教育総合データベース※2と連携し、支援が必要な子供の早期発見・早期対応を図るため、個人情報の保護措置を講じた上で、委託先の事業者が教育データを提供することがあること。

※2 教育総合データベースとは、以下の目的のために、教育委員会及び市長部局に分散している子供に関わるデータについて、教育分野を軸にしてデータを集約したもの。(以下 URL 参照)

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyo-sougou-db.html>

- ①誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現
- ②エビデンスに基づいた、または参照した施策や教育実践
- ③匠の技の可視化、学校カルテによる学校現場へのフィードバック
- ④関係機関との連携促進

- 4) 教育データの利活用に関しては、「教育データの利活用に関するガイドライン（令和4年12月埼玉県戸田市）」を参照のこと。(以下 URL 参照)

https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/life/134180_281263_misc.pdf

7 その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定する。